

新株予約権証券の上場制度の見直しについて

平成26年 9 月24日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

ライツ・オファリングについては、その実施が円滑に行われることを目的に制度整備が行われ、最近では、我が国でも次第に実例が積み重なりつつあります。しかしながら、その中には従来の増資方法では資金調達できない会社がライツ・オファリングを利用し、株主が不利益を被っていることが懸念される事例も散見されます。

こうした問題について、本年7月に「我が国におけるライツ・オファリングの定着に向けて」との提言が株式会社東京証券取引所の上場制度整備懇談会において取りまとめられ、新株予約権証券の上場にあたり増資の合理性を評価するプロセスを経ていないものについては、証券会社による引受審査に準じる審査を通過したこと又は株主の承認を得たことを求めるとともに、発行者である上場会社については一定の業績基準の充足を求めることなどが提言されています。

当取引所においても、上記の提言の内容を参考にしつつ、新株予約権証券の上場基準の見直しを行うとともに、その他所要の改正を行うこととします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 新株予約権証券の上場基準の見直し	・新株予約権証券（ノンコミットメント型ライツ・オファリングに係るものに限る。）の上場については、既存の上場基準に加え、次の（1）及び（2）のいずれの基準にも適合することを要するものとします。	※ライツ・オファリングのうち、未行使分の新株予約権について、行使を約束する引受人がいない類型のものをノンコミットメント型ライツ・オファリングと呼びます。 ・既存の上場基準では、①新株予約権無償割当てにより発行されるものであること、②行使期間満了の日が割当てに係る基準日等後2か月以内に到来するものであること、③上場後の分布状況が著しく悪いと認められないこと、④新株予約権証券の数が2,000単位以上であること、⑤新株予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であるこ

項目	内容	備考
(1) 増資の合理性に係る評価手続きの基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①又は②のいずれかの手続きを経て発行されるものであること。 ①証券会社（取引参加者に限る。）による増資の合理性についての審査 ②株主総会決議などによる株主の意思確認 	<p>と、及び⑥公益又は投資者保護の観点からその上場が適当でない認められるものでないことを要件としています。</p> <p>※公募やコミットメント型ライツ・オファリングと同様に、増資の合理性を評価する手続きを求めるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①の審査は、引受審査に準ずるものとし、審査結果に係る説明を記載した書面を提出することとします。 ・ ①の審査を行う取引参加者は「取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則」に準じた審査体制を整備するものとし、
(2) 経営成績及び財政状態に係る基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権証券を発行する上場会社の経営成績及び財政状態が、次の①又は②のいずれにも該当していないこと。 ①最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がないこと ②直前事業年度又は直前四半期会計期間の末日において債務超過であること 	<p>※一定の業績を求めることで、増資の合理性に係る評価手続きの納得性を補完しようとするものです。</p>
2. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権証券の上場日は、行使期間の初日以降の日とします。 	<p>※権利行使が可能になり、貸株調達から生じる裁定取引の制約が緩和された後に、新株予約権証券を上場することで、円滑な価格形成を確保しようとするものです。</p>

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 平成26年11月から実施します。ただし、2. については、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行の日から実施します。

以上